

福津市 小.中学校新設校について

提言と気づき及び提案

2021年（令和3年）7月

福津市まちづくり研究会

特別顧問 渡辺武彦

目次

まえがき	3
福津市 小・中学校新設について	6
提言 1. 今すぐ実行に移すべき大人の解決方法 「全てこれまでの事はお互いに水に流してノーサイドにしよう」	6
提言 2. 「気づき」が不可欠	7
A. 学校新設への手段と内容が無視されている	7
(a) 学校新設計画に至るには	7
B. 学校新設発案から議会に於ける「業務委託予算 3,170 万円」可決までの期間が短期すぎて内容がわからない	9
(a) 教育委員会が議会に提出する素案と業務委託予算について	9
(b) 新設学校に係る年表	10
(c) プロポーザルコンペ公募	11
(d) 公募型プロポーザルコンペの仕様書と共に実施要項が示されている	12
(e) プロポーザルコンペ公募に 4 社の応募 学校施設の長寿命化計画の検討体制（文部科学省）	13
(f) プロポーザルコンペ公募の審査会選定委員	13
C. 本件に於ける教育委員会・コンサルタント会社・市長・市議の仕事はどうあるべきだったのか	14
(a) 教育委員会、その組織が行う仕事	14
1. 教育委員会の仕事は学校のハード面、ソフト面の管理と運営である	14
2. 福津市の学校づくりには基本的な原則がある	15
3. 学校教育法を守る	19
◇ア 学校規模を検討する基本的な視点	19
◇イ 学校教育法第三条の規定	20
◇ウ 小学校設置基準の中で特に注目すべきは（中学校も同じ）	22
◇エ 学校づくりの現状分析と基本的チェック	22
(1) 学校敷地面積に於ける学級数、敷地面積 運動場面積には比率とキャパがある	22
(2) 学校教育法に於ける学級数、学級数による学級規模 校舎及び運動場の面積	22

検証 1	23
検証 2	23
検証 3	24
検証 4	25
(b) コンサルタント会社(教育施設専門)の仕事	26
(c) 市長の仕事	26
(d) 市議の仕事	27
D. 学校新設の場所として「竹尾緑地」の選択はあり得なかった	28
(a) 場所(新設校)の選択について	29
(b) 宮司地域について	30
E. 同一敷地で、中学校新設対小学校新設に比較はあり得ない	31
提案 1 福津市学校新設への提案	31
A : C 案(渡辺案)についての説明	31
(a) 小学校新設が先か、中学校新設が先かの判定	31
(b) 学級規模について	32
(c) 場所の選定について	33
(d) 新設小学校と長寿命化計画について	34
提案 2 既存小・中学校を生かす方策の提案	36
A : D 案(渡辺案)についての説明	36
B. 解決策全体について(現状を生かし、増改築及び運動場新設に依る調整)	37
C. 具体策について	38
D. 本案の特徴	38

まえがき

福津市の小・中学校新設問題は、教育委員会(教育長)案と市行政(市長)案との対立が2年に及ぶ。

だがその「対立の問題点」が両者とも何であるのか、気づいていない。

本来 教育委員会は学校の管理・運営を行い、市行政は学校の設置者である。

そこには管轄があり、お互いにそれを守り、協力し合う関係でなければならない。

そして教育長・副市長は市長が直接指名し、議会の承認を得ると就任することになる。

教育行政と市行政がいかに密接でお互い信頼しあえる関係でなければならないかを表している。

又、教育委員会は文部科学省の管轄にあるが、地方の独立団体であり、教育行政について審査されることはない。

さらに教育委員会が文部科学省に学校新設等について届出義務もない。そして学校教育法を取り仕切っているのは文科省であるが、教育委員会が法をどのように解釈し、それが明らかに違反しているとしても、それに対する審査や罰則はない。

又、教育委員会が一方的に決めたり実行に移すことに対してチェックする機関として教育懇話会と住民に係る事ができる教育委員会制度の意義の③地域住民の意向の反映と特性の③住民による意思決定(レイマンコントロール)があるが、

教育委員会は、それを機能させていない。住民に知らせることをしないため、住民は何の情報も得ることができない。

元来多くの人々は教育委員会の言動については性善説に立ち、間違った言動はないと信じている。

それだけに教育行政を行う教育委員会の責任はとても重いと言えるのだが。

今回2年に渡り調査研究を行い、結果を本文に示した。時間を要したのは、肝心の資料が入手できず、最近やっと入手し、全容がほぼ解明できたと思う。今やコロナ禍の中、現在子どもたちが置かれている現況はとても良くない。

これは1日でも早く子どもたちのため正しい学校新設をして欲しいと思い、根本的要因を調べた。

そこで両者が主張している学校新設問題は出だしから間違っていることがわかった。

特に教育委員会の主張している竹尾緑地5.4制の中学校新設など根拠がまったくない。

もし実現すれば、大きな負の遺産をつくるので、それだけは是非阻止すべきである。

それ等についての詳細な説明も本文で示した。

学校新設に至るには

- ① 児童・生徒の人口推計を10～20年後までのデーターで調査(表3.表4)
- ② 各学校の敷地面積に於ける「小・中学校規模別校地地面積基準表(表1)」で、学級数・建物敷地面積・運動場面積を選出し、キャパシティを把握することができる。

教育委員会は学校の管理・運営をする立場にあり、この二つの状況を把握しないと各学校の増改築の計画もできないし、又全体のキャパシティがいつオーバーし、新設計画をしないとならないかもわからない。

だから今日の結果になっているのだが…。

この①、②の関係調査により、小学校新設が先か、中学校新設が先かの答が出る。

当然、市行政の予算組みがあり、規模も決まってくる。教育委員会はこの二つの条件について検討は全くしていない。

本文で示すが、結果的に小学校新設となり、中学校は3校の敷地面積に余裕があり、増築で対応可能と証明された。

小学校新設となれば、場所は唯一小学校のない宮司地区が第1候補地となるのが必然である。

だが公地がない事(安価にならない)と、防災の拠点としては田園敷地は海拔が低く、津波の影響を受けることを条件に入れると、近くの公地である手光公民館敷地+隣接田畑を借地(運動場)が第2候補地として考えられる。

竹尾緑地は宮司地区からかなり離れた所で、条件の中ではまったく可能性はない。

前述のように新設校は小学校であり、場所は第1か第2候補地となり、教育委員会案の「竹尾緑地に5.4制の中学校新設」などあり得ないことがわかる。

又、市行政(市長)案は小学校、教育委員会(教育長)案は中学校という対立案も成り立たない事がわかる。

さらに教育委員会は小学校はキャパシティオーバー校であろうとも増築で児童増加に対応しているのに、中学校はキャパシティは充分余裕があるのに中学校新設で対応する案としている。大きな間違いである。

教育委員会案、市行政案は時期的なずれがある。

前者案を見て、市長が納得せず、代替案として後者案は出されている。

だがこの両案を作成したのは、プロポーザルコンペで選出されたD社(コンサルタント会社)である。

D社は教育施設計画や設計についてのエキスパートである。

そのD社が、なぜこのような両案を作成したのか理解に苦しむ。むしろ両者から案が持ち込まれた時に間違いを指摘し、対立が起らないように説得出来たはずで、今日の結果になった事はプロポーザルコンペの意味もなく、D社が選出された

意味もない。

今回の両者の対立点は、一見「竹尾緑地」が問題の焦点のようになって、百条委員会にまで発展しているが、前述のように両案とも案になってない事を知るべきである。

市行政(市長)案は「手光公民館跡地で小学校新設」だからいいじゃないかと言われそうだが根拠がなく、既存小学校の現状は何も変わらない。原則である「7つの小学校は福津市の1つの小学校、3つの中学校は福津市の1つの中学校」であることが何も考えられていない。

学校新設について教育長から市長へ「竹尾緑地に学校を新設したい」と話しがあったのが、2018年(H30)10月懇親会の席であり、2019年(H31)3月議会定例会で「福津市学校施設等整備計画策定業務委託」の委託料3,170^{万円}がH31年度予算として可決している。話が出てわずか5^{ヵ月}で決まっている。委託料3,170^{万円}の内訳書は市長も市議たちも知らない。

小学校新設か中学校新設かもわからない。そして場所もわからない。

この状況で、誰一人疑問に思わず質疑もなく可決している。

そしてH31年3月19日～4月22日 プロポーザルコンペ公募 仕様書の中に3,170^{万円}委託料が入っている。

当然新設学校も場所も入ってない。その仕様書の内容からわずか1^{ヵ月}でまとめられるようなものではない。

だがD社に決まった。3,170^{万円}の委託料が決まるには小学校又は中学校新設か、場所も決まっていないと出せない。

だがR1年5月30日、D社と市長間で委託料3,150^{万円}で契約がされている。

その後、竹尾緑地に5.4制の中学校案が5案の中で選択されたようになっている。

このように学校新設問題が1年にも満たない間で処理されることなどあり得ない。

普通 2～3年かかると言われている。ここまで急がなければならなかった理由として、あまりにも無計画な学校管理運営が続き、このままではどうにもならない状況となり、慌てて新設学校を提案したとしか思えない。

よく言われる事だが、批評や反対は誰でも言える。だが「それに替わる代替案を示してみろ！」とそこで本文の中でC案(渡辺案)として示している。これは当然完成形を示しているのではなく、学校づくりの基本的指針と建設資金づくりについての提案を示した。又既存小・中学校を生かすD案も示している。筆者には他意はまったくない。

1日でも早く正常な教育行政と市行政が協力し合って、本当に困っている子どもたちのために学校新設と、既存の各学校が格差のない平等な教育が受けられるように学校づくりをして欲しいと願うばかりである。

福津市・小中学校新設について

提言 1 今すぐ実行に移すべき大人の解決方法

「全てこれまでの事はお互いに水に流してノーサイドにしよう！！」

福津市の学校づくり問題は市行政(市長)と教育行政(教育長)との対立が続き、市議会(市議)を巻き込んで2年に渡り無意味と思える論争を続け、今だ決着する兆しもないまま今日に至っている。

学校(特に小学校)の現状は、年々過大規模校、過小規模校などとの学校間の格差が拡がり、各学校内から悲鳴が聞こえるような状況となっており、子ども達に大きな影響を与えている。当然教職員、父兄に対しても同様である。

一方世界に目を向けると、今やコロナ禍で国々に差はあるものの、今だに変異ウィルスが次々と発生し、それを抑え切れず、我が国でも拡大傾向にある。

オリンピックの開催国でありながら、政府は無策のままワクチン接種に最後の望みをかけている。

そしてこのコロナ禍は国内の政治経済、さらに我々の生活や社会構造にも大きな影響を与えている。当然 福津市の教育行政にも影響があり、学校づくりの在り方も根本的に見直さなければならなくなったのではないだろうか。

その理由として

- ①. コロナ禍で社会構造にも影響があり、22世紀へ向けた学校づくりを考え直す必要が生じている。(現在の対立している学校づくりの提案は両者共にコロナ禍前であった事)
- ②. 文部科学省が学校教育法・小学校設置基準第四条の「一学級数40人以下とする」を2年生から各年毎に「35人学級以下」に改変していくことを決定したこと
- ③. コロナ禍でオンライン教育が主流となり、教育方針の転換が避けられなくなったこと
- ④. コロナ禍で学校施設や設備の見直しをしなければならなくなったこと
- ⑤. 福津市に於けるR2～R20年までの児童・生徒の人口推計はコロナ禍前のデーターであり、コロナ禍で変化する可能性があり、見直しがあり得ること

等々が現実的になったことを考慮すれば、学校新設の見直しは当然と市行政(市長)及び教育行政(教育長)側も納得出来るのではないだろうか。コロナ禍に巻き込まれたことは不幸ではあるが、この際それをチャンスととらえ、「ノーサイド」とし、一日でも早く新たな22世紀に向けた学校づくりを協力体勢の基、進める事が子ども達にとって最優先課題である。

提言 2 「気づき」が不可欠

現在 教育委員会(教育長<前>)と市行政(市長)が学校新設について2年に渡り対立し、今や市議会(市議)を巻き込み、市長に対しての百条委員会対決にまで問題が発展し、收拾がつかない状況となっている。

又教育委員会案に対して市民が署名運動を起こし、猛反対の意志を表してしている。

■ 現在 比較案は(1)～(3) 対立案は(1)と(2)である。

(1)教育委員会(教育長<前>)案

竹尾緑地に5.4制の中学校を新設する。

(2)市行政(市長)案

手光地区(中央公民館敷地)に小学校を新設する

(3)教育委員会(教育長<前>)案

新設校を建設せず、増築で対応

・ 本件の対立は誰のために何のために争っているのか? 2年いやそれ以上本問題が解決されなければ、コロナ禍の中で今後子どもたちに深刻な問題を引き起こすことが予想される。

A. 学校新設への手順と内容が無視されている

(a) 学校新設計画に至るには

学校の管理運営をしている教育委員会は各学校の責任者(校長)からのハード面、ソフト面について日常の状況やデータを得て、それを基に色々な計画をたてる。

各学校には児童・生徒達の学びの場としてのキャパシティがある。その限界に達する時期を把握して学校新設計画がスタートする。大きな手順とすれば、

教育委員会 ①福津市の小・中学校の現況を分析する

教育委員会 ②福津市の学校新設は小学校が先か、中学校が先かを定める

教育委員会 ③学校の規模を把握する

教育委員会、市行政 ④新設学校の候補地を選択する(市行政に相談) 候補地は市行政の管轄であり、教育委員会独自で決め

られない。必ず市行政側との打合せの上、決定しなければならない。

教育委員会 ⑤市行政と打合せ承認を得て計画条件を具体化するため、専門家、市民代表を交えて納得出来る素案を作る。

教育委員会、市行政 ⑥具体化した新設計画(予算案を含め)総合教育会議等で、代表者(教育長と市長)が話し合う

教育委員会 ⑦教育懇話会にて検討、承認を得る

市行政 ⑧市行政(市長)が納得したら、市議に相談

教育委員会 ⑨市民に納得がいくまで説明(レイヤンコントロール)承認を得る

市行政 ⑩市議会にて新設学校計画案、予算案の承認を得る

教育委員会 ⑪より具体化、実施に向けた公募型「プロポーザルコンペ」

教育委員会 ⑫公募期間 ― 締切日 ― 専門家を交え審査 ― 1社に決定

市行政 ⑬1社と設置者(市長)間で契約(教育委員会作成による仕様書)

上記のような手順を踏まないで短期に決着を急いだため、今日の対決となっている。

特に②の問題は現状分析から数値で確定出来る。(表7～表9)

教育委員会(教育長)が中学校新設で、市行政(市長)が小学校新設を主張しているが、それはあり得ない。

又④の候補地については記述の通りで、教育委員会が勝手に決められない。

この2項だけでも、両者の対立案は成り立たない。

一般的に人々は教育委員会がなす全てにおいて、性善説に立ち、間違いは起こさないと思っている。

だが福津市ではそうではない現実がある。

B. 学校新設発案から、議会に於ける「業務委託予算 3,170^{万円}」可決までの期間が短期すぎて内容がわからない

(a) 教育委員会が議会に提出する素案と業務委託予算について

教育委員会から新設学校の提案と委託料について市行政を通じて議会に提出された。2019年(H31)3月議会定例会にて平成31年度予算として「福津市学校施設等整備計画策定業務委託」コンサルタント会社への委託料3,170^{万円}が可決されている。形式的には市行政(市長)も市議会も認めた事になっている。

だがその詳しい内容については、市長・市議・市民の誰も知らない。

そもそも学校新設問題はいつ、誰が、どこで誰に聞いたのか調べてみたら、2018年(H30)10月市長が懇親会で前教育長に初めて「竹尾緑地に学校新設について聞いた」とHPの中に記載されている。

だが議会定例会でコンサルへの委託料3,170^{万円}が5か月後に可決されている。

一般的に学校新設問題には、2～3年はかかると言われている。

それは現状分析、学校が小学校か中学校かその規模は、学校新設の場所は、それ等について専門家への相談、市民への説明、それに対する根回し等、多くの問題解決に時間を要するからである。

委託料3,170^{万円}が教育委員会から提案されたという事は素案として

- ①. 新設学校は小学校か中学校かが決まっていること
- ②. 新設学校敷地の候補地が決まっていること
- ③. 学校の規模及びそれに伴うアウトプランが決まっていること
- ④. 上記によって予算案が出来ていること
- ⑤. 教育委員会が令和元年3月19日施工した公募型プロポーザルコンペにも使用している「福津市学校施設等整備計画策定業務委託仕様書」の内容一式の裏付がすべて有ること。

以上の事項が決まっていないと、教育委員会独自の素案はできない。

建築設計料について、国土交通省が告示第15号で、報酬の基準を提示している。

同様に①～⑤に示す内容がわからないで、委託料3,170^{万円}は算出できない。

そして公募型プロポーザルコンペの審査など出来ない。

(b) 新設学校に係る年表

2018	H30	10月 日	初めて学校新設について教育長より懇親会で市長が話を聞いた。 「竹尾緑地に学校を建てたい」と
2019	H31	1月 7日	第16回定例庁議 中長期視点で確認
		2月 4日	第17回定例庁議 5年後はもとより20年後30年後を見据えた計画策定 「学校教育施設基本構想策定業務内容(案)」が報告された
		3月 日	議会定例会 「福津市学校施設等整備計画策定業務委託」 委託料 3,170 ^{万円} 可決(31年度予算として)
		3月19日	プロポーザルコンペ 公募 仕様書 3,170 ^{万円} 委託料 小・中学校の指定場所の指定もない
		4月22日	プロポーザルコンペ 締切
2019	R 1	5月14日	プロポーザルコンペ 結果について起案
		5月21日	プロポーザルコンペ 決裁となる 施工日
		5月30日	コンサルタント会社と市長が設計委託料 3,152.6 ^{万円} 契約 小・中学校の指定場所の指定もない
		6月 7日	コンサルタント会社と市長と第1回協議
		10月23日	第14回庁議 市長のコメントあり
		12月 H. Pより	教育委員会として新設校建設の方針を定めた。 候補地や予算の関係から施設一体型の小・中一貫校、竹尾緑地に中学校建設
		12月16日 凍結	第18回庁議 竹尾緑地とセット「小中一貫5.4制」決定 市長が凍結
		12月24日	教育委員会定例会 今後教育懇話会に5.4制追加諮問する
2020	R 2	4月27日	三役会議(市長、副市長、教育長) 竹尾案の代替案 公民館敷地に小学校新設案
		5月21日	教育委員会より申出書

- (c) プロポーザルコンペ公募 2019年(H31)3月19日～4月22日(締切日)の約1か月間で(以下項目に示されたものを)提出することが条件となっているが、一般的には不可能である。

「福津市学校施設等整備計画策定業務委託仕様書」参照

本仕様書の6.業務内容を項目のみ列記すると、

6.業務内容 (1～10項の中)について

(1)策定手順

(2)業務内容

①学校施設の実態把握

ア.書類調査 イ.現地調査 ウ.管理者ヒアリング エ.老朽化状況の評価・分析

オ.学校施設の運営状況・活用状況等の実態把握

②学校施設長寿命化の基本方針の策定

ア.上位計画を踏まえた本計画の位置づけ イ.改修等の基本的方針 ウ.学校施設の整備水準の設定

エ.維持管理の項目と手法の設定

③学校施設再配置の基本方針の策定

ア.学校規模に関する方針 イ.学校配置に関する方針 ウ.教育環境に関する方針

エ.学校施設の今後のあり方について オ.30年後の学校施設の基本構想

④新設校の基本計画の策定

ア.建設敷地の選定 イ.学校規模と概要の設定 ウ.建設スケジュール エ.計画敷地の環境調査

⑤学校施設整備の実施計画の策定

ア.改修・改築等の優先順位付け イ.実施計画の策定 ウ.整備コストの見通しと効果の検証

エ.学校運営が困難な校区を含めて統廃合の対策の検討

⑥縦統的運用の方針の策定

ア.情報基盤の整備と活用 イ.推進体制の整備 ウ.フォローアップ

⑦給食調理施設の基本計画の策定

ア.施設の実態把握 イ.施設整備の基本方針の策定 ウ.建設敷地の選定

エ. 施設規模と概要の設定 オ. 建設スケジュール

⑧その他

ア. 工事の実施に向けた課題の整理 イ. 検討委員会の支援 ウ. 財源計画の検討

⑨打合せ

以上のような内容であるが、④の新設学校の基本計画の策定だけでも1^ヵ月で内容をまとめる事など不可能である。

④のア. 建設敷地の選定を指示しているが、コンサルタント会社が場所の選定などできない。

そして教育委員会独自でも決められない。

管轄は市行政であり、必ず教育委員会が市行政と話し合い教育委員会制度に則り決める問題である。

⑦についても同様である。

教育委員会制度には「意義」の中に(地域住民の意向の反映)「特性」の中に(住民による意志決定<レイマソコントロール>住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督するこの仕組みにより、専門家の判断のみによらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現)とあり、学校新設には場所を含め、住民による意思決定が不可欠である。

(d) 公募型プロポーザルコンペの仕様書と共に実施要項が示されている。

「福津市学校施設等整備計画策定業務」に係わる「公募型プロポーザルコンペ実施要項」

その中に本業務に係わる予算は、31,700,000^円(消費税及び地方消費税の額を含む)とあり、業務委託料である。

この教育委員会が議会承認を得ている内訳書がない。

この予算額は2019年(H31)3月議会定例会で、H31年度予算として承認されている。今回本コンペに於いて、仕様書の中に仕事の内容が列記されているので、それに則り教育委員会が算出した予算額となる。

当然議会へ提出した書類の中にその内訳書がないといけないことになる。

その詳細の内訳書は、市長・市議共に見ていない。そして提出を要求しても教育委員会が出さない。

だが2019年(H31)3月19日～4月22日(締切)に行われたプロポーザルコンペ公募で選出されたD社の見積書は、31,526,000^円とあり、その詳細な内訳書がある。仕様書の1～10項目の中になぜ新設校を建てなければならないのか、その新設校は小学校なのか、中学校なのか、そしてそれはどこに建てるのか、何の指示もない。

それなのに見積書が近似値で、3,170^{万円} ← → 3,152.^万 6^{千円} と出せるのか？
 又審査員が審査するには、3,170^{万円}の内訳書がなければ審査出来ない事になる。

(e) 本プロポーザルコンペ公募に4社(A～D社)が応募している。

仕様書と実施要項に合せて書類、作品を提出している。公募であるから、当然結果は公開しなければならない。

公開されていないのはなぜか？

- ・教育委員会は公開義務がある
- ・審査員の審査方法、審査員各自の審査評及び採点についても公開義務がある

(f) 本プロポーザルコンペ公募の審査会選定委(下記表)によって本コンペの仕様書と実施要項について審査出来るとは思えない。その審査委員が下記のメンバーとなっている。

役職	教育部長	教育部理事兼教育総務課長	学校教育課長	主幹兼指導主事	福間中学校長	福間南小学校長
氏名	榊 峻弥	重富 隆	神山 由美	永松 亜希子	原田 博幸	太田 剛

学校施設の長寿命化計画の検討体制 (文部科学省) 学校づくりに欠かせない検討体制

- ・学校施設の長寿命化計画を検討する際には、学校施設が教育以外の様々な機能を担っていることや、その利用者も、児童生徒・教職員その他・保護者・地域住民など多岐に渡っていることを踏まえ、幅広い関係者の参画を得る事が重要である。
- ・その際、以下のような幅広い関係者から構成される検討委員会を設置する事も考えられる。
 - 教育委員会施設整備担当課、学校教育担当課、社会教育担当課、教育委員
 - 財政部局、地域政策部局、まちづくり部局、建設部局、防災部局等の関係部局
 - 学校教育の専門家、建築の専門家
 - ソフト面の目標や課題に対応したハード面の施策を提案できるコーディネーター的な人材
(幅広い業務経験を持つ職員、学校教育に精通した学校建築の専門家)
 - 教職員、保護者、地域住民
- ・又、計画策定の際には、首長も含めた部局間の調整や住民へのパブリックコメント等を通じて十分な共通認識・合意形成を図り、計画の実行性を担保することも重要である。

と示されている。学校新設についても検討体制は全く同様である。

だが今回本学校施設についての仕様書と実施要項に示された内容を審査するには、教育部の教育総務課長関係者以外建築に関する専門家がいらない。ほとんど教育関係者のみである。

今回公募し、応募してきた4社(A～D社)は学校教育施設及び建築計画、設計の専門業者である。

その作品と書類を審査するには、外部にそれ以上の審査が出来る学者や建築実践の専門家が必要である。

今回の審査員のメンバーで審査できる内容ではない。又、長寿命化計画策定に示されているように学校が新設されるには、多くの過程と専門家や保護者・地域住民との打合せを繰り返し行い、根廻しを交え、計画がまとまる。

今回はそれ等がなく、短期間で手順を無視した計画となっている。

教育委員会が提示した「竹尾緑地へ5.4制中学校新設」に対して市民が納得せず、反対の署名運動まで起こっている。責任を感じて欲しい。

C. 本件に於ける教育委員会・コンサルタント会社・市長・市議の仕事とはどうあるべきだったのか

(a) 教育委員会、その組織が行う仕事

1. 教育委員会の仕事は学校のハード面、ソフト面の管理と運営である。

文部科学省の直下にあるが、地方組織として独自の形態となっている。

- ・国づくりは人づくりからと言われてきたが、子供たちの最も基本的な教育を行う場づくりと法のもと教育を司る。
- ・憲法26条第1項に「義務教育は児童・生徒の個人が、法律の定めるところにより、教育を受ける権利を有している」
- ・憲法26条第2項前段に「保護者は子供達に教育を受けさせる義務がある(就学義務ではない)」

つまり

- ・学校は子どもたちが自由でのびのびと学習できる自然環境ならびに学習環境が整っていなければならない。
- ・学校は大人たちが大人の都合でつくるものではなく、あくまでも子どもたちの学習の場として大人の知恵と知識を結集してつくるもの。

以上は教育行政の中で最低守るべきことである。

2. 福津市の学校づくりには基本的な原則がある。

①. 7つの小学校は福津市の1つの小学校である。3つの中学校も福津市の1つの中学校である。

（格差や不平等をつくってはいけない）

②. 各学校には敷地面積に於けるキャパシティがある。

（学級数・建物敷地面積・運動場面積）乗物には必ず定員があるのと同じ

③. 学校教育法を守る（P19 ～ P21 参照）

①. 7つの小学校は福津市の1つの小学校である。3つの中学校も福津市の1つの中学校である。

この原則が現在守られていないため、基本的な学校管理と運営が出来ていない。

特に小学校は格差と不平等が起っている。福津市は東西に10km、南北に13kmのコンパクトなまちに、小学校は通学圏内が4km、中学校は6km以内と基準ではなっているが、そこに7つの小学校と3つの中学校が配置され、それぞれはとても近距離圏内にある。だが現在勝浦小は特認校、上西郷小は研究開発学校に指定されている。

地域と学校がそして学校間も分離している。

福間小と福間南小は平成27年から、学校の敷地面積に於けるキャパシティを越え（定員越え）、今日では全国一の過大規模校になろうとしている。

このように7つの小学校の格差と不平等が子どもたちや教職員そして父兄を苦しめているのに、教育委員会は何の解決策もなく、5.4制の中学校建設を推進している。

中学校は3校共に敷地面積に於けるキャパシティは十分な余裕があり、ピーク時の生徒数も受け入れられる。（表8参照）

5.4制の中学校新設は上記の問題解決が先決で、学校づくりの基本ができてから考えること。

教育委員会が今日まで学校の管理と運営に於いて最も重要視してきた基準が「校区」であり、「通学区域」である。

福津市は8地域に分けられている。校区とは小学校を中心として作られている地域のこと、教育委員会は市内10校の学校を校区ごとに分け、別々の小学校、別々の中学校として管理、運営している。

そこに基本的間違いがある。同じ福津市の学校でありながら、その様な論理は成り立たないだろう。

現在の格差、不平等は校区と通学区を守る大人の都合が生み出したもので、7つの小学校の中で4校の児童、教職員には厳しい教育現場を強いている。

憲法26条の権利と義務の関係を犯し、子どもたちや教職員・父兄を苦しめてまで「校区」を守らなければならない理由などない。しかしおかしなことに「校区」を守る事を絶対条件としていながら、宮司地区には小学校がない。

独自の「校区」もない。人口は福間・福間南地区に次ぐ人口ランクとなっている。

そして「校区」は津屋崎地区に組み込まれ、入学時の児童は福間小、福間南小を選択できる制度までである。

と言うことは「校区」がなくても工夫により、管理・運営は出来ることを証明している。

② 各学校には敷地面積に於けるキャパシティがある。

（学級数・建物敷地面積・運動場面積）乗物には必ず定員があるように

乗物と同様で学校の大きさは敷地面積に比例していることは当り前の事で、それを数値として文部科学省（表1）に示している。

この表は1995年（H7年）1月17日の阪神淡路大震災時にH8年10年まで使用された小・中学校規模別校地面積基準表である。学級数・基準面積（敷地面積）・建物敷地面積・運動場面積の関係比率が小学校では1～60学級まで、中学校では1～40学級までが表記されている。

又1学級増加するごとに小学校では係数として約631㎡づつ増加し、中学校では約738㎡ごと増加する、それを（表2）が係数表として示している。文部科学省、施設助成課に問い合わせ、H10年以後本（表1）に変わる表があるのかを確認したが、それはない。今後作成する予定も聞いたが「今の所ない」との返答だった。

そしてこれに代るものとして「公立学校施設国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」があったが、表1に匹敵する優れものではなかった。

ここで示されているのは、学校の敷地面積が分かれば学級数・建物敷地面積・運動場面積がすぐに分かる。

これ等はそれぞれ関係性があることを示している。T議員が、教育委員会に「各学校にはキャパシティがある。

それを示しているのが（表1）であり、現状の混乱はそれを無視した結果ではないか？」と問うたところ「（表1）は現在使われていないから、論外だ」と回答されたとT議員から聞いている。

後述するが、学校教育法の中にも「教育法は最低の基準でこれらの水準の向上を図ることに努めなければならない」とあるように各学校の敷地面積には前述のようなキャパシティがあることに間違いはなく、教育委員会は（表1）を採用しないのであれば、独自の（表1）に変わる関係性を示した基準を作らなければならない。

それがなければ、学校の敷地面積の大小は学級数・建物敷地面積・運動場面積には何の関係もない事となる。

現状の混乱はこの基準すらないために、各学校のキャパシティが何年度に限界に達したかわからず起こっている。

そして **小学校新設が先か、中学校新設が先かを定める大切な基準** ともなっている。

この基準を確立しなければ、判断は出来ない。福津市の学校の多くは、明治時代に開校している。

それぞれ大きさの違う敷地面積であり、毎年児童・生徒数は変化するが、小学校7校と中学校3校の合計のキャパシティは開校から今日まで変わらない。(表3)には平成20～令和2年までの児童数の変化がデーターで示されている。

右側に各校のキャパシティが示され、その合計が小学校では4,720^人となっている。

そして左側は毎年の児童数の変化とその合計が記録されている。例えば2020年 令和2年をみると、合計が4,489^人となっている。それは4,720^人>4,489^人となり、**令和2年までは過大規模校も過小規模校も出ることはなく、格差や不平等など起らなかったであろう。各学校のキャパシティに合わせて児童・生徒数を調整すれば何の問題も起こらなかった事を証明している。**教育委員会は「校区」「通学区域」を守る事を第1と考え、平成27年～令和7年度に渡り下記表の増改築工事と校舎賃貸借工事を行っている。これは議会で市行政(市長)も議員(市議)も承認している。

工事一覧 (合併以降)

福間南小学校

年度	工事名	工期	教室数
平成27年度	福間南小学校増築工事	H27.7.4 ~ H28.3.15	普通教室9教室
平成29年度	福間南小学校プレハブ校舎賃貸借	H30.4.1 ~ R 5.3.31	普通教室9教室 少人数教室2教室 多目的教室
平成31年度	福間南小学校第2プレハブ校舎賃貸借	R 2.4.1 ~ R 7.3.31	普通教室8教室、特別支援教室4教室、多目的教室、第2職員室、音楽室

福間小学校

年度	工事名	工期	教室数
平成29年度	福間小学校改築工事	H29.6.29 ~ H30.12.20	普通教室9教室 特別支援教室3教室 多目的教室4教室
令和1年度	福間小学校第2教室棟増築工事	R 1.12.10 ~ R 3.1.29	普通教室12教室

津屋崎小学校

年度	工事名	工期	教室数
平成30年度	津屋崎小学校プレハブ校舎賃貸借	H31.4.1 ~ R 6.3.31	普通教室4教室 特別支援教室6教室

福間中学校

年度	工事名	工期	教室数
令和2年度	福間中学校改築工事	R 2. 6. 30 ~ R 4. 9. 30	普通教室30教室、特別支援教室4教室、図書室、パソコン教室、調理室、理科室3教室 被服教室、音楽室2教室、美術室2教室(予定)

議決日	件名	議決日	件名
H17. 7. 22	議案第74号 福間中学校給食施設新築工事	H29. 6. 28	議案第24号 福間小学校大規模改造工事
H20. 6. 23	議案第49号 福間小学校給食新築工事	H31. 3. 18	議案第26号 福津市小中学校空調設備工事(その1)
H24. 6. 20	議案第31号 福間南小学校大規模改修工事	R 1. 12. 9	議案第67号 福間小学校第2教室棟増築工事
H27. 7. 3	議案第38号 福間南小学校大規模改造工事	R 2. 6. 29	議案第33号 福間中学校改築工事

表からは学校管理と運営の基本的方策や計画性もなく、行き当たりばったりの見える。そして根本的問題解決にはならず、むしろ子どもたちに我慢と苦痛を与えてきたのではないだろうか。当然その影響は教職員、父兄まで及んでいる。

福間小は池浦市長時代、平成20年には594人となり、キャパ600人までには時間の問題であった。(表3参照)

平成27年にはキャパオーバー、福間南小は平成28年には同様となっている。

だが上表ではそのような事は関係なく増築と校舎の賃貸借を行っている。

増築計画は必ず学校のキャパシティ以内(定員以内)で考えるべきもので、校舎の賃貸借は学校新設計画が決定し、実行計画と共に進められるもの、そしてキャパオーバーに対して一時的に賃貸借するものである。それでも支障がある場合は、福津市の公共施設を利用し、子どもたちの基本的教育の場に支障が起らないように計画することも忘れてはならない。

工事一覧表の福間南小の校舎賃貸借はR7年、福間小の増築工事はR3年完成、福間中の改築工事もR4年で完成するが、全て計画性がなく、建設されてきた。小学校7校+新設小学校1校そして中学校3校が正常な学校計画(表10 C案)になった場合、多くの教室が不要になり、無駄な工事を行い大きな税金の無駄使いをした事になる。

それを条件付きでカバーできないかを考えた案が(表13 D案)である。

③学校教育法を守る

◇ 学校規模を検討する基本的な視点

法令等から見た適正規模

(1) 学校の適正規模

学校の規模に関しては、学校教育法施工規則で、標準的な学級数を定めており、小学校12～18学級（1学年2～3学級） 中学校12～18学級（1学年4～6学級）と規定されています。（特別支援学級の学級数を除く）

○ 学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし地域の実態その他により特別の事情がある時は、この限りでない。〈※同上の規定は第79条で中学校に準用〉

○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担に関する法律施行令（適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項の第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学級がおおむね12学級から18学級までであること

(2) 通学距離が、小学校にあってはおおむね4 km以内、中学校にあってはおおむね6 km以内であること

○ 学級数による学校規模の分類

学校規模の分類	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
小学校	1～5	6～11	12～18	19～30	31学級以上
中学校	1～2	3～11	12～18	19～30	31学級以上

◇ 学校教育法第三条の規定

小学校設置基準

第一章 総則（趣旨）

第一条 小学校は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2. この省令で定める設置基準は、小学校を設置するのに必要な**最低の基準**とする。
3. 小学校の設置者は、小学校の編制、施設、設備等が**この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。**

（一学級の児童数）

第四条 一学級の児童数は、**法令に特別な定めがある場合を除き、四十人以下**とする。ただし、特別な事情があり、**かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。**

第三章 施設及び設備（校舎及び運動場の面積）

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、**別表に定める面積以上とする。**ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、**かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。**

2. 校舎及び運動場は、**同一の敷地内**又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、**かつ、教育上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。**

(校舎に備えるべき施設)

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室（普通教室、特別教室とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2. 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

(その他の施設)

第十条 小学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

別表

イ. 校舎の面積

児童数	面積(平方メートル)
一人以上四〇人以下	500
四一人以上四八〇人以下	$500+5 \times (\text{児童数}-40)$
四八一人以上	$2700+3 \times (\text{児童数}-480)$

ロ. 運動場の面積

児童数	面積(平方メートル)
一人以上二四〇人以下	2400
二四一人以上七二〇人以下	$2400 + 10 \times (\text{児童数}-240)$
七二一人以上	7200

注記： 中学校は面積基準以上ありますので、省きます。

◇ 小学校設置基準の中で特に注目すべきは(中学校も同じ)

- ・ この省令で定める設置基準は小学校を設置する最低の基準とする
- ・ 小学校の設置者は、小学校の編成、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにする事はもとより、これらの水準の向上を図ることにつとめなければならない。
- ・ 本法に於ける「但し書き」について
地域の実態その他により特別の事情があり、かつ教育上支障がない場合は、この限りでない

人々は教育委員会の言動を性善説の基で判断する。今回の学校新設問題でも議案が出て、議会で図られても内容について誰も疑わない。増改築の問題でもほとんどフリーパスで、今日に至っている。

もちろん市行政(市長)、議会(市議達)の責任は問われるのだが、学校新設については、教育委員会が日々の各学校管理・運営の中でハード面・ソフト面をチェックする際に、必然的に計画されるもので、①の原則と②のキャパシティ以内に納めること、そして③の学校教育法を守ることを基本にしないと、新設校は造れない。

◇ 学校づくりの現状分析と基本的チェック

(1) 学校敷地面積に於ける学級数、校地面積、運動場面積には比率とキャパがある。

各校ごとチェック(表 1)(表 1 より各校のキャパ(表 10)左に示す)

(2) 学校教育法に於ける学級数、学級数による学級規模、校舎及び運動場の面積(別紙 P 19 ~ P 21 参照)

(1) では各学校の開校時から変わらない敷地面積に於いてハード面のチェックを行い、さらに(2)では施工規則 41 条で、小学校では学級数「12~18 学級以下を標準」 $40^{\text{人}}/1 \text{ 学級} \times 18 = 720^{\text{人}}$ 以下(今期から文科省の通達で小学校は $35^{\text{人}}/1 \text{ 学級} \times 18 = 630^{\text{人}}$ 以下)を標準とし、過大規模校(31 学級以上) $1,240^{\text{人}}$ 以上、過小規模校(1~5 学級以下) $200^{\text{人}}$ 以下の学校にならないようするための基本的チェックを行う。

(表 10)に於いて A 案(市行政)小学校新設、B 案(教育委員会)中学校(5.4 制)新設を検証し、その結果を比較表で示した。

検証 1

両案共に学校新設となっているが、表記の通り小学校では既存7校の内、過大規模校2校、過小規模校2校となり、中学校では新設中学校(5.4制)を建設するにもかかわらず、3校の内1校が過大規模校となっている。この事について、教育委員会のH.P(ホームページ)では、学校新設により小学校の過大化は緩和されると多くに記している。

過大規模校の福間小、福間南小は標準720^人の2倍以上の児童数となっており、福間小はR3～R20まで福間南小は平成30年に始まりR14年まで続く。福間中は教育委員会案では過大規模校となり、さらに新設中学校は生徒数1,106^人の標準規模を無視した大規模校となっている。

又過小規模校の上西郷小、勝浦小は何の手立てもなく、さらに2校共統廃合する事となっている。

教育行政と市行政には管轄があり、統廃合については、市行政と密接な関係があり、教育委員会だけで決められる問題ではない。小学校は地域と密接な関係があり、統廃合は大きな影響を及ぼす。

教育委員会が何よりも大事にしている「校区」は小学校があって成り立つ。

国が推進しているC.S(コミュニティスクール)も市の郷づくり支援課が支援している地域の郷づくりについても同様である。さらに福津市のまちづくり事業としての観光事業にも大きな影響を与える。

福津36景では、上西郷地域・勝浦地域にそれぞれ6箇所ずつの観光地が入っている。事業推進には地元の協力が必要。

小学校を失くすことがいかに大きな影響を与えるか、誰でもわかる。

むしろ地域を発展させるために教育行政と市行政が力を合わせて学校を守る事が先決ではないだろうか。

検証 2

教育法に於ける運動場面積について

設置基準第8条 別表ロでは運動場面積は児童生徒数が721^人以上になれば、小学校では7,200㎡、中学校では8,400㎡以上となっている。

教育委員会は福間小学校の運動場面積が5,330㎡、令和3年の児童数が1,221 ピーク時R10年1,541^人となっているため、7,200㎡以上を確保するため既存のプールを壊す案が進んでいると聞いて驚いている。

7,200㎡以上であれば、児童数は何人でも良い 例えば10,000^人でも良いという解釈である。

「学校は12～18教室、720^人以下を標準とする」これは特別教室(理科・生活・音楽・図画工作・家庭・外国語・視聴覚・コンピューター・各教室・図書室・特別活動室・教育相談室)体育館などの施設を利用する時、人数の限界が720^人以下が

標準だよ!!という事である。既に福間小、福間南小は倍以上の児童数となっており、運動場を広くすれば良いという問題ではない。文部科学省が作成した(表1.表2)の面積基準に示されているように運動場面積は小学校では1学級40^人増加する毎に約178^m、中学校では267^m増加する。

逆に福間小1,221^人では $1,221/40=31$ 学級(表1)では運動場面積が10,870^m、福間南小1,541^人では39学級となり、12,296^m必要となる。721^人以上になれば、7,200^mあれば良いという解釈には決してならない。

教育委員会は運動場面積には、体育館、プール、中庭の面積も含まれると議会で回答した。

しかし文科省義務教育改革係に問い合わせた所それを完全否定、純然たる運動場面積であると回答を得た。

検証3

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担に関する法律施工令第4条第1項第1号の学級数による学校規模の分類の解釈
教育委員会は、平成27年1月27日文部科学省

公立小学校に対応した活力ある学校づくりに向け2～より引用

- 法令上、学校規模の標準は学級数により設定されており、小・中学校共に「12学級以上18学級以下」が標準とされているが、この標準は「特段の事情があるときは、この限りでない」という弾力的なものとなっていることに留意が必要である。
- 文部科学省では、従来から25学級以上の学校を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校とした上で、過大規模校とした上で、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促してきている。

を利用し、令和2年1月20日全員協議会資料、及びプロポーザルコンペ後の教育委員会の中で、12学級以上18学級以下の標準を含め、下記表の通り変更している。

	過小規模	小規模	適正規模	大規模	過大規模
4条	1～5	6～11	12～18	19～30	31以上
変更	1～11		12～24	25～30	31以上

この変更は「特段の事情があるときは」を利用した結果だと思うが、今回 両案には特段の事情など何もない。

令和2年の状況を(表14)に示しているが、児童・生徒数の合計に対して小学校では、4,422^人/4,480^人 中学校では、1,699^人/4,189^人と学校が受け入れるキャパシティ内で全て納まっている。7校で調整すれば、何の問題もなかった事が証明されている。あくまでも「12学級以上18学級以下」の標準法は守らねばならない。特例はない。

検証 4

福間小、福間南小は現在の児童数があまりにも急激に増加し過ぎて、授業やその他に大きな影響を与えているため、父兄から市内の他校への転校とスクールバス利用の申し出が、福間小で25%、福間南小で23%あるとのこと。

そこで市議会で、女性議員が教育委員会に問うたところ回答として、①郷づくり事業、自治活動等に影響があるので難しい ②相手学校側の意向も聞かないといけないので難しいと答えた。

つまり校区を守る事が何より大事であると言っている。子ども達に教育を受ける場をつくる義務について憲法26条2項前段にあるが、これを犯してまで校区を守る理由などないだろう。

又 令和2年7月に福間南小学校 P T A、学校運営協議会より、

さて、福間南小学校」は年々児童数も増加し、現在1,400名を超える福岡県下の児童数となっております。本校は、児童数に対して学校施設の規模が小さく、特別教室での授業や運動場・体育館・プールでの活動、学校行事、災害時の避難等、多くの教育活動上の困難や、安全面の不安があります。

先生方には日々たゆまぬ努力をいただいておりますが、P T Aとしましても常々、市に解決を訴えております。

しかしながら、6月28日の西日本新聞に掲載された記事の通り、2年前より様々な有識者や保護者、教職員にて今年2月に凍結された結果、各所にて混乱が起き、現在まで決定に至ってない状況です。

現在、子どもたちや保護者の中で、まだ決定してない情報をもとに「校区が変わって転校しなければいけない」、「うちは対象ではないからよかった」等の話が頻繁に聞かれます。

今回の教育環境改善策で、最も優先されるべきことは、子どもたちが安心・安全に学校生活を送れるよう環境を整備し、子どもたちを誰一人として悲しませないことだと思います。

上記の内容を踏まえてアンケートをとり、福間南小 P T A、校区の地域の意見として福津市に提案する。

上記のような状況下に追い込んだ責任は誰にあるのか。

又このアンケートの提出先が福津市になっているが、市行政の責任と言えるか？ 主に教育行政の責任が重いのではないか。教育行政と市行政の責任範囲や管轄は当然分かれている。

上記の問題は短期的問題ではなく、人口増加に伴って表面化してきた。全ては教育行政の無策が招いた事と言っても過言ではないだろう。子どもたちや父兄に対してこの結果を招いた要因を説明し、今回の小学校新設案(表10C案)のような解決策があることを伝え、ただちに実行に移すべきだろう。

(b) コンサルタント会社(教育施設専門)の仕事

教育委員会よりも学校新設に関しての専門知識は豊富であり、相談があれば多くのアドバイスが出来る立場にある。

又今回プロポーザルコンペ公募に初めて参加したのであれば、その仕様書、実施要項を見たら、当然1カ月程で提出できる内容ではなく、さらに新設校が小学校か中学校かも決まってない、建設場所も決まってない、これだけでも不可能な問題で、それに対する質疑が何故4社共に出なかったのか不思議である。

建設場所を決めることはコンサル会社には出来ない。

さらに教育委員会(前教育長)は竹尾緑地に中学校、その後市行政(市長)は手光の公民館敷地に小学校を代替案として提出している。その両者の案をまとめたのは、コンサルタント会社(D社)である。

現状分析をすれば、常識的に小学校と中学校が対立案には成り得ない事は専門家であれば、明らかに分ることである。

必ず小学校新設が先か中学校新設が先かを定める事が先決であり、今回コンサルタント会社は両者の言い成りを形にただけである。そこに専門家としてのアドバイスをなぜしなかったのか？ コンサルの意味がない。

コンサルタント会社にその基本的知識がなかったということなのか？

プロポーザルコンペは、専門知識の少ない教育委員会にとってはとても良い問題解決の方策だと思うが、それが全く生かされていない。教育委員会(前教育長)と市行政(市長)の対立は、コンサル会社のアドバイスが正常であれば、ここまでこじれることはなかったであろう。

(c) 市長の仕事

市長は市行政の首長である。下」に副市長、市長直属の部署がある。副市長、教育長を指名できる。そして市行政の各部署があり、その運営を円滑に動かし市政をまとめる役割と責任がある。

首長は一人で行政を動かすことは出来ない。信頼の於けるブレーンをつくり、全体を常に感ずる資質が求められる。

今回の対立問題では一番信頼のおける副市長が本分を忘れて教育委員会案の方を支持した前代未聞の言動であった。

又ブレーンの中に一人として市長にアドバイスや身をもって本件に立ち向かうブレーンはいなかった。

そこで今回の教育委員会との対立の原因は何故起こったのか考える必要がある。

平成30年10月、教育長(前)より懇親会で初めて「竹尾緑地に学校新設をしたい」との話があったことが市長のHPの中で記述されている。この時の市長の対応が、今日の二者対立問題にまで発展させたといっても過言ではない。

その時市長がHPにも記述されているように「竹尾緑地」は市民にとってあるいは市行政にとってはっきりとした

「都市自然公園」として位置付けられているので、学校新設はだめですと伝えれば、そこで終わったかも知れない。

あるいは市長に自信がなかったら「その件については、関係各部署に調査させ、後日返事します」と対応していれば何の問題もなかったかもしれない。

市長は池浦市長時代の市議であり、福津市の「都市計画マスタープラン」福津市まちづくり構想図の5計画(2008～2017年)の承認者である。竹尾緑地の位置づけについて一番知識があるはずである。

平成31年3月の議会でコンサル会社への委託料3,170^{万円}が可決されているが、内容を理解していれば、今日のような対決はなかったかも知れない。又教育行政の管轄と市行政の管轄について、両者は理解していたのだろうか？

教育委員会は学校の管理者であり、運営者である。又市行政は学校の設置者である。

場所の選定は市行政の管轄で、教育委員会は候補地は上げられるが、市行政を通さずに場所の最終決定はできない。

両者共にそのルールを守って対応していたら、少なくとも竹尾緑地にはなってなかったのではないだろうか。

(d) 市議の仕事

福津市は8つの地域に分割され、それぞれの地域の代表者として市議会議員が存在する。

当然その地域の代表者であり、地域の人々のために要望を市行政に伝え、大きな問題であれば議会にはかり、地域の人々の代弁者としての役割を担う。

今回の学校新設問題は直近の問題であり、地元のために特に子どもたちのために力を発揮すべき仕事である。

だがその様に問題意識を持って対応した議員が何人いただろうか。

平成31年3月の議会定例会で学校新設を含めた施設の整備計画委託料3,170^{万円}で可決された。

ほとんどの議員が認めたことになる。

3,170^{万円}はプロポーザルコンペ公募(平成31年3月19～4月22日)時の仕様書と実施要項書通り、学校新設と10校の将来を決める施設業務、委託料である。その内容について知っていた議員はほとんどいない。

又その内容についての書類が教育委員会から市長及び議員に配られた形跡もない。

おそらく議員それぞれが自分の地域の重要な問題ととらえていなかったか、教育委員会が提示したもので性善説の上で間違いないと思い込んだか、まったく興味がなかったか、のどれかだろう。

だが現在対立している教育委員会(前教育長)案と市行政(市長)案のどちらかが実現したとしても、既存小学校7校

の内、2校(福間小、福間南小)が全国一の過大規模となり、2校(勝浦小、上西郷小)は過小規模校となり、統廃合することに決めている。そして教育委員会案は中学校新設案である。

だが既存中3校は敷地面積、による学級数、校地面積、運動場面積共にキャパシティに余裕があり、さらに福間東中学校は第2グラウンド(13,000㎡)までである。(表10参照)

そして教育委員会は小学校はすでに敷地面積に於けるキャパシティがないのに増築で対応し、中学校は3校ともキャパシティに余裕があるのに中学校新設となっている。この大きな間違いを指摘する議員は誰もいなかった。

又4校がある地域(福間、福間南、勝浦、上西郷)の市議たちは両者のどちらに決まっても上記の結果になる事が理解できただろうか。

小学校は地元地域のコミュニティ及び防災の拠点として位置づけられているが、勝浦や上西郷は拠点がなくなり、議員の存在価値もなくなる。又全国一の過大規模校になる福間小、福間南小は敷地のキャパが平成27,28年から完全オーバーし、年々児童数が増え続けてきた。そのまま放置し続け、今や教育の場として機能を失っている。

その地域の議員として知らなかったでは済まされまい。

福津市は8地域で分けられ、唯一小学校がないのが、宮司地域である。

今回学校新設問題が議会に持ち込まれた時、一番に声を上げて小学校新設を訴えるのが、宮司地区の議員の姿勢であり、仕事である。だが、平成31年3月議会で学校新設及び施設の業務委託料 3,170^{万円}が可決された時やそれ以前の第16回 第17回庁議の時にも学校新設問題は話し合われている。にもかかわらず「宮司地区に小学校を！」と訴えた話は聞いた事がない。それより教育委員会案の推進者であると聞いている。

議員の仕事はその地域の代表者としての仕事を行い、責務を全うすることが筋であるのだが…。

又今回両者の対立が市長の百条委員会問題にまで発展した。

問題の本質すら理解できない議員が百条委員会の意味がわかるのだろうか。

D. 学校新設の場所として「竹尾緑地」の選択は有り得なかった

教育委員会は、学校を管理運営そして教育部教育総務課教育施設係によって、新設校の設計監理について提案し、実施設計を設計会社(コンサルタント会社)に委託する事務的手続きは出来る。

しかし場所については市行政の管轄であり、勝手に決めることは出来ない。

又教育長から市長に総合教育会議を通じて場所の相談があったとしても、市長が個人的に決められる問題ではない。必ず管轄部署に検討させる。さらに今回の「竹尾緑地」については市長のＨＰにも記載されているように「2009年ＵＲが福津市に売却し、この場所は絶滅危惧種などの希少生物が確認され、これを自然のまま保護する事を前提に市が購入し、市民によって保護活動も行われてきた」とある。

又平成21年(2009)7月8日に当時の福津市長の小山達生氏が「市民の皆さまへ」と題して、竹尾緑地の保全の経緯を原崎市長と同様に「公有化することにより緑地として保全する一方で、環境学習や市民の憩いの場として活用していくことになった。」と都市自然公園として位置づけている。

さかのぼれば、池浦順文市長が福津まちづくり計画の中で、福津市まちづくり構想図の5計画と題して、①国土利用計画 ②都市計画マスタープラン ③景観マスタープラン ④緑のマスタープラン ⑤住宅マスタープラン を2008～2017まで実行し、現在原崎市長に引き継がれている。

竹尾緑地はこの5計画のそれぞれに記載されており、都市自然公園として位置づけられている。

中でも③景観マスタープランの中で福津36景があり、市民公募により市行政が審査し、自然公園と位置づけている。

もし竹尾緑地を新設学校の候補地とするなら、市民の許可が第1に必要であり、市行政も市民に問いかけず勝手に認可することはできない。

又教育委員会は、竹尾緑地9.7haの「一部」3.5haを利用するとＨＰに記載しているが「一部」の定義が間違っている。1/3に近い3.5haは一部とは言わない。又 3.5ha学校敷地を取られると、もう竹尾緑地ではない。

自然公園としての位置づけがなくなり、市民団体も猛反対しているように影響が大きい。

以上のように「竹尾緑地」は新設学校の計画をすること自体大きな問題があることを証明している。

(a) 場所(新設校)の選択について

場所の選択は、福津市の7つの小学校と3つの中学校の現状分析と将来計画によって、小学校新設が先か中学校新設が先かの結果が出て場所の選択となる。

現在教育委員会(前教育長)と市行政(市長)の対立は、場所の対立のようになっている。

前者は中学校(5.4制)、後者は小学校新設となっている。だが両者共にその根拠が全く示されていない。

小学校新設と中学校新設が対立するなどあり得ないことで、必ずどちらかに決まる。

令和2年1月20日 全員協議会資料では

◎ 教育委員会(前教育長)案 竹尾緑地 中学校(5.4制)

手光・宮司周辺の田園(実際は手光地区の田園)となっていたが、市長が竹尾案について資料提出の要求に応じない状況と竹尾緑地の安全性の面から反対し、令和2年4月27日の三役会議で承認を取り、

◎ 市行政(市長)案 手光地区(中央公民館敷地) 小学校
が代替案として出された。

しかし小学校新設が先と決まった場合

- ・ 宮司地区が第1番であり、宮司地域から一番遠い竹尾緑地は有り得ない。
福津市の8つの地域で唯一小学校がなく、校区がないのが、宮司地域である。
西山断層に於ける地震による津波の影響等を考えた時、防災の拠点としてふさわしい場所がなければ、
第2の候補地は手光地域となろう。

又中学校新設が先と決まった場合(あり得ないが)

- ・ 福間東中学校第2グラウンド(約1,300㎡)+隣接田園借地がある。
ここは7つの小学校の内5つの小学校に囲まれており、遠い地域でも3,500m以内にあり、それぞれ非常に近い。
竹尾案より条件が良く、総工費でも安価となる。なぜ候補地とならなかったのだろうか。

(b) 宮司地域について

福津市は8つの郷づくり地域(勝浦・津屋崎・宮司・福間・神興・上西郷・神興東・福間南)に分けられている。それぞれの地域には小学校があり、校区として郷づくり、コミュニティスクール、防災の拠点として位置づけられている。

2005年(H17)合併依頼唯一小学校がないのは宮司地域であり、今日まで16年間 独自の校区を持たない変則的形態と我慢を強いられてきた。だから分析の結果が小学校新設であれば、場所は必然的に第一番が「宮司地域」である。

E. 同一敷地で、中学校新設対小学校新設の比較は有り得ない

教育委員会及びコンサル会社がまとめた比較表(令和2年1月20日全員協議会資料)

- ①案：竹尾緑地に中学校新設(5.4制) ②案：竹尾緑地に小学校新設 ③案：手光地域田園に小学校新設
④案：手光地域田園に小中一貫校新設 ⑤案：新設なし

学校新設の手順としてまず現状分析を経て、中学校新設が先か小学校新設が先かが決まる。

上記のような同一敷地での比較は有り得ない。それを証明しているのが、(表7～表9)の計算書である。

(表8)が福津市の学校新設予算を想定してまとめた計算書である。

新設学校はR2～R20年までのピーク時の児童生徒数合計に合わせて計算され、その結果 小学校880^人の1校となった。

中学校は敷地に3校共余裕があり、計算書通り増改築で対応できる結果となった。

このように、現状分析を的確に行う事により、どちらを先に新設するかが決まり、さらにその規模まで確定できる。

その基本となっているのが、(表1)である。

各学校の敷地面積がわかれば、学級数、校地面積、運動場面積、がすぐに分かる。

さらに学校教育法の設置基準に合わせて適正規模をチェックすることによって各校の状況が読み取れる。

小学校新設が先か中学校新設が先かが判断できる。

提案 1 福津市学校新設への提案

A. C案(渡辺案)についての説明

本案は(a)小学校新設が先か中学校新設が先かの判定 (b)学校規模 (c)学校新設の場所の選定が主である。

(a) 小学校新設新設が先か、中学校新設が先かの判定 (表 1 と表 4 によって判定できる)

先に述べてきたが、各学校には敷地面積に於ける学級数、建物敷地面積、運動場面積の比率とキャパシティがあり、文部科学省がそれ等の関係を示した(表 1)がある。これは阪神淡路大震災時、平成 8 年から 10 年まで使用され、その後これに変わるものはない。その後、私立の小中学校が本表を使用した例がある。

ここではこの(表 1)に変わるものがないため、あくまでも目安として使用した。

それは乗物にも定員があるのと同じで、本表を使用しないとすれば、本(表 1)に変わる基準をつくらねばならない。

文科省は、敷地面積には(表 1)に示す関係性があることを証明しているからである。

各学校は開校依頼敷地面積に変わりはない。そこで各小・中学校の敷地面積により(表 1)で学級数が選出できる。

本表作成時から令和 2 年まで $40\text{人以下}/1\text{学級}$ であり、これに学級数をかけると児童・生徒数が算出できる。

各学校のそれを表にした数値が(表 14)左側(敷地面積による教室のキャパ)茶色枠内に示されている。

その合計数を見ると、小学校では 118 教室(4,720^人)、中学校では 105 教室(4,200^人)となっている。

その数値を(表 4)「小中学校児童・生徒数推計」R2～R20 年までの合計数を比べると、小学校では R5 年(4,725^人)でキャパシティを越えることがわかる。

一方中学校は 4,200^人 のキャパシティを越える年度は R20 年まで全くなく大きな余裕すらある。

このことから、中学校新設は考えられず、「小学校新設が先決である」と判定できる。

(b) 学級規模について(敷地が持っているキャパシティと教育法、学校新設予算との関係)

小学校規模を決めるには R2～R20 年までの(表 4)の児童数推計表合計欄で、R8 年(5,390^人)が最大値であることがわかる。(a)項で示しているように、全小学校敷地に於けるキャパシティが 4,720^人 である。

その差 670^人 となり、670^人 規模の小学校と言えそうだが、そこにはもう一つのチェック要素がある学校規模の標準が教育法の中で $40\text{人以下}/1\text{学級}$ (12 学級以上 18 学級以下) $480\text{人以上} \sim 720\text{人以下}$ ある。

学校敷地面積が大きければ、大きい程そのキャパシティは大きくなるが、そこには学校規模に合せないと、特別教室

体育館.その他の施設の使用について、時間割に合せたローテーションが組めなくなるからである。

そこで標準の $40人以下/1学級$ と今期から $35人以下/1学級$ を法に合せ計算すると、(表7)に於いて $40人以下/1学級$, 学校児童数 $Max720人$ として結果が $695人$ の小学校×2校となった。

(表9)に於いて $35人以下/1学級$ 、学校児童数 $Max630人$ として結果が $553人$ の小学校×3校となった。

このようにまともに教育法通りに計算すると、上記のようになる。

だがそこには各地方での色々な事情があり、今回のC案では「㊦ 小学校新設予算は1校が限界 ㊩ 小学校を新設することにより既存小学校の過大規模校×2校を正常に戻し、格差と不平等を解消する計画とする」を条件とし、

(表8)に示すように、小学校1校当りの児童数を $Max890人$ とした。

その結果 新設小学校880人1校となった。

ここでは標準 $40人以下/1学級$ $720人$ が $880人$ となっているが、そこには以下の理由に依る

平成27年1月27日 文部科学省が

(内容は別紙参照)

公立小学校.中学校の適正規模・適正配置に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～より引用
の中で「12学級以上18学級以下」 $480人$ 以上 $720人$ 以下が標準とされているが「特段の事情がある時はこの限りでない」
25学級以上の学校を大規模つまり24学級($24 \times 40 = 960人$) までを標準としても良いのではとなっている。

㊦㊩は「**特段の事情**」に当たるので1校当りの児童数を $Max890人$ として計算した。

又教育法の但し書き「地域の実態その他により特別の事情があり、かつ**教育上支障がない場合**この限りでない」とあり、「**特段の事情**」があっても「**教育上支障がない場合**」を抜かしてはならない。

(a)項に示す通り結果は小学校1校新設.中学校は3校の増改築となったが、既存校の格差是正工事もある必要がある。

設計図で既存小学校7校.中学校3校の現在の教室数.及び特別教室数.体育館.運動場.給食設備等を(配置図.平面図)でチェックしたが、多くの問題がある。

中でも校舎.体育館.運動場の配置は、現在は動かせないために(表10)左側に示している各校のキャパシティ通りにはならない学校もある。しかしこの数値により将来計画ができる。

又(表10)左側に現在の各学校保有教室数が示されている。

C案右側に必要教室数が福間小.福間南小.津屋崎小.福間中ともに示されている。

特に福間小.福間南小は保有数が50と55室、必要数は15と23室(と既にかなりギャップがある)

現在建設したばかりの教室と建設中の教室もあり、無計画さが目立つ。

この両校の敷地面積に於けるキャパシティは、平成27～28年にはすでにオーバーしているにもかかわらず、増築と校舎の賃貸借を行ってきた結果である。

(c) 場所の選定について

(b)項により、890^人規模の小学校新設となり、建設場所とすれば、前述通り宮司地域が一番となる。だが「C案」渡辺案は第2候補の「手光公民館敷地＋隣接田畑を借地(運動場として)」を選択した。

理由 1. 宮司地域に小学校建設に適した公地がない。(建設予算上)

2. 防災の拠点として民有地(田園)を選択した場合海拔が低い

九州地方が30年以内に巨大地震が起こる可能性があると発表されている。福津市には西山断層帯があり、津波の影響を受ける事が予想される宮司地域田園の海拔は4.5mで、津波の平均高さ2.5m最高高さ8.6mと発表されている。

押し寄せる津波は物や建物に当たると、8.6mまで推し上がる。海拔は平均値であり、満潮時はさらに上がる。

3. 手光公民館敷地は公地であり、工事予算が安価となる。

4. 公民館敷地は海拔14m以上あり、前面の田園でも11m以上ある。

直接の津波の影響は少ないと予想され、福津市の防災の拠点としてふさわしい。

5. 宮司地域に隣接し、手光地域は公共の施設が近接し、全てに於いて利便性が高い。

6. 注意点Ⅰ：前面道路に歩道がない(通学路の確保)

田園を運動場に借地した場合、道路の横断方法の解決が必要

7. 注意点Ⅱ：手光公民館一帯は都市公園としての機能をもっている

学校新設ではなるべく自然の山林の造成工事を避けなければならない。そして埋蔵文化財法の基校舎新設場所は充分検討を要する。その為にも運動場は隣接田畑に借地する方が良い。

(d) 新設小学校と長寿命化計画について

㊦ 文部科学省が平成27年と28年に策定した長寿命化計画に係わる手引と解説書の中には、建築物の寿命をもっと長くする事が主力となっている。福津市の学校新設計画では、観点が違う。

福津市内の7つの小学校＋新設小学校1校が今後格差や不平等がなく、又統廃合せずいかに学校と地域とが連携していくべきかを教育行政と市行政とが話し合うことが長寿命化計画の第一歩である。

中学校についても同様である。

① 新設小学校について

コロナ禍で、学校教育の基本的在り方がハード面、ソフト面で見直さなければならなくなった。

文部科学省は有識者会議で、学校施設の在り方を検討。小中学校などでのデジタル機器の本格導入に伴い、将来的に教室の面積を広くする。今春、児童・生徒に一人一台のデジタル端末を配備するなど「GIGAスクール構想」を本格化させた。報告案は「新しい時代の学びを実現するため、施設環境を創造する必要がある」と強調。

又教室拡大のイメージとして、①校舎の新築や増改築時に一人一台の端末活用を想定した教室面積を確保、

②児童・生徒数の減少で生じた空き教室を使い、3教室分のスペースを2学級分として利用する等他にも何点かの改革を予定している。このようにデジタル化による変化を想定して新設小学校は計画しなければならない。

㊦ コロナ禍や他の感染症を想定し、階数は2階までとし、階段室を広く、ホール・エントランスも密にならない広さとしたい。

㊧ 小学校新設に於ける各施設の配置計画と予算案について

これまでの学校の形態はハーモニカ形とか呼ばれ、全国どこに行っても共通であり、評論家は刑務所、兵舎、病院のようだと酷評してきた。最近はコンペ方式が採用され、建築家が新たな学校の形態を示すようになった。

しかし教室のオープン化による国の補助金制度により、このオープン化が子どもたちにあまり良い影響を与えていない事が問題視されているのも事実である。

㊨ 学校の施設は教室、特別教室、体育館、運動場、教職員、PTA、給食施設に分けられる。

①項のようにデジタル化によって教室の大きさの変化が起こり、教室は年度によって数の変化も起こる。そこで教室は、それ等の変化に対応出来るように他施設と分けてさらに教室ごと分散させ、2階建の独立棟を提案したい。

そして教室の1棟ごとに、企業の寄付、学校に投資するファンドを立ち上げる、ふるさと納税を利用するなど別会計で資金を集める。教室棟は1棟ごとにコンペ等に於いて設計事務所、施工会社、企業、個人など広く呼びかけ、デザインを取り入れ、資金を投資していただく等ただ単に税金や国の補助金に頼るのではなく、教育行政、市行政が協力し合った新たな学校資金づくりを提案したい。

- ㊦ 長寿命化計画は施設が何百年も持つコンクリート造などを主体とするのではなく、今や建築物の施工方法もモジュール建築が主体となってきた。工場生産で、組立て型である。現在では超高層建築物も現場施工を極力減らして建設する工法となってきた。学校も同様で、モジュール建築にすべきである。

そして防火上の問題をクリアした木造を含め、安価で簡単な組立て施工と維持管理が出来、そして簡単に解体ができるような学校建築としたい。

- ㊧ 特別教室や体育館、運動場については「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」に学級数に応じた基準値がある。しかし敷地面積に於けるキャパ以下に納めなければならないが、教室数及び広さは余裕を見ておくべきであろう。又、建築計画に於いて用途別に棟を分ける方が良い。

旧態依然とした学校は各用途が階数の中に重なり合っているため、増改築や一部解体工事等に問題を抱え、それを推進するには、大きな予算を必要とする。長寿命化とは、以上のような件を検討することが先決である。

- ㊨ 地球温暖化のため世界中に自然災害が起っている。学校の在り方(特に義務教育)が問われている。

人間には生まれながらに生得性(五感)と習得性があるが、子どもたちの生育過程で自然体験学習は欠かせない。

しかし住環境や周辺環境は、子どもたちを自然から遠ざけている。

唯一自然が残っていそうな学校すら何もない。文科省は国をつくっていく子ども達に何を教育しようとしているのか？
習得性だけを子どもに押しつけて大人になった時、温暖化を止められる策でもあると思っているのだろうか。

森の学校が理想、校舎・施設は装置である。

提案 2 既存小・中学校を生かす方策の提案

A. D案(渡辺案)についての説明

教育委員会が今日まで学校施設を増改築工事や校舎を賃貸借してきた結果が今日の小・中学校の現状である。

前述のように、福間小と福間南小は、平成27年と28年には敷地面積に於けるキャパシティオーバーの児童数になっていた。さらに増え続ける児童を受け入れるために教室やその他の施設を増築し続け、それを理由に小学校ではなく中学校の新設を提案し、その緩和が計れたとしている。

だが結果は(表10)のA案、B案に示す通り何の解決にもなっていない、むしろ悪化させている事が証明されている。

この状況は子ども達に大きな影響を与え、さらにこの2校は全国一の過大規模校として福間小は令和20年、福間南小

は令和14年まで続くことになる。全てを市行政(市長)、市議会(市議)も認めてきた。

すでに増築校舎は完成したものや工事中のものがあり、現在進行形となっている。賃貸借校舎も施工されている。

この現状を逆に生かせないかと思案した結果がD案(表13)である。

D案は福間小と福間南小を2校ずつに分け、運動場を別地に求め、現在の敷地面積を校地面積(校舎が建つ敷地面積)に変えることで、設置基準を満たそうとした案である。

又本計画案は、今日まで教育委員会が行ってきた教育行政のハード面、ソフト面での失策及びそれを認めてきた市の行政及び市議会がつくりあげてきた現在の小・中学校の現況を把握し、その状況を逆に生かそうとした案である。

B. 解決策全体について (現状を生かし、増改築及び運動場新設に依る調整) (表13 参照)

(a) それぞれの学校は敷地面積により、児童・生徒達の人数を受け入れるキャパシティがある。

(表13)の縦に茶色枠で示した各校のキャパ(教室数, 児童生徒数)である。

R2~R20年間で各校のピーク時の合計数を示しているのが小学校ではR8年, 中学校ではR13年(表4 参照)となっている。各校のキャパシティに合わせてピーク時の児童・生徒数を校区に関係なく分散し、調整した結果が(表9)の緑色枠で示したR8年及びR13年の教室数と児童・生徒数である。

(b) 福間小、福間南小については、茶色枠で示されている敷地面積による教室数のキャパ15室, 24室をはるかにオーバーした50, 55教室(青色枠)が保有されており、運動場面積も「小学校設置基準第八条別表」に示されている面積(7,200㎡以上)をはるかに下まわっている。そこでこの2校がすでに保有している教室を生かした学校にするためには、

① 運動場を別な場所に新たに確保する ② 敷地面積を建物敷地面積とする

③ 保有教室を両校共に1/2に分ける それは福間小、福間南小がそれぞれ2校ずつに分割される事となる。

それにより、学校教育法の「12教室以上18教室以下が標準」に近づける案となる。

運動場の面積は福間小(第1第2)が8000㎡×2、福間南小(第1第2)が9000㎡×2(表9 茶色横枠参照)新設とし、手光の田園地域に借地することを提案する。(但し両校共学校のすぐ近くに確保することが望ましい)

◎ 問題点

学校と運動場が離れることによるリスクがある。両校共2.2km離れている。(手光地区田園)

スクールバス時速20kmで約7分程度かかるだろう。

しかし現況の過密化を避けるためには、子ども達にとって一番良い方策ではないだろうか。

リスクをなるべく少なくするため教職員及び父兄、地域の方々の協力そして授業の時間割を後半に回すなど充分考慮することにより、問題解決ができるのではないだろうか。

◎ 利点

運動場が4校の合計になり、手光地域の田園に大きな広場が実現する。学校は防災の拠点と位置でけられているため、福津市に今後起こりうる地震、津波の避難所としてヘリポートを含めた大きな拠点となる。

又通常 本運動場は周囲を緑化と散歩、ジョギングコースとして市民の憩いの場に来る。

SDGsの緑化(CO₂削減)としても期待が出来る。

又周辺は公共施設が集合している場所であり、その利便性と利用価値として多くが期待出来る。

C. 具体策について

①福間及び福間南小学校をそれぞれ2校づつに分ける(茶色枠)

- ・現在の全体敷地を建物敷地面積とし、校舎及び児童数も1/2とし、2校に分ける
- ・運動場、4校分を他所に新設する。手光の田園を借地し、4面の運動場施設を設置する。
- ・既存小学校のプールは解体し、緑化広場とする。手光公民館広場に大・小プール4箇所設定する。(リース)
- ・手光中央公民館を利用(耐震、耐久性チェック)児童のW.C、手洗、更衣室、保健室、教職員室として一部を改築する。
- ・福間第二小及び福間南第二小にそれぞれ体育館及び教職員室を新設する。(リース)
- ・運動場に仮設休憩室(W.C、手洗い付)を設置、夜間照明、給排水設備を完備する。
- ・運動場及び周囲の緑化、造園、園芸、ジョギングコース、市民の憩いの場

児童の自然との対話の場として利用、給排水設備、田園の造成が必要

②本計画による各校の増改築について(表9 中央 赤字 増築数参照)

- ・教室の増築は、西郷小:1室、福間東中:2室、津屋崎中:8室となる。
- ・福間第二及び福間南第二小学校の給食設備については既存小学校の増改築工事となる。

D. 本案の特徴

1. 小学校、中学校共に新設校はなく、増改築で現状の学校を最大限に生かした案
2. 過大化、過小化そして格差が生じている現況と今後益々それ等が進む事が予想される現在の教育委員会の案を払拭する
3. 総工事費を教育委員会案及び行政・市長案より安価に抑え、新設案より工期を大幅に短縮できる案
4. 防災の拠点として①4校の運動場のある広場(手光の田園)は多様に利用できる②公共施設(特に市役所)が周辺にまとまっている。福津市の一番の防災拠点として生かせる。
5. 現在 強いられている教職員や子供達への過大か、過小化に依る負担から解放出来る。
6. 既存の小・中学校の学校教育法を無視した状況を本案は払拭し、正常な学校として運行できる。
7. B項に於ける具体策で、運動場の広さと共に小学校・中学校では特別教室(小学校の場合は理科・生活・音楽・図画工作・家庭・外国語・視聴覚・コンピューターの各教室・図書室・特別活動室・教育相談室)が必要(小学校設置基準 第九条一項)とされている。

しかし本施設が全て完備している学校は少なく格差が生じている。

(表 9)の中央に保有教室数と必要教室数の差が銘記されているが、保有教室が上回っている学校は足りない特別教室及び教職員室としてそれ等を利用することにより、無駄となる保有教室を利用できる。